

源泉徴収票の見方講座

保存版

自分の税金を理解しよう!!



将来のための積立もできて、そのうえ節税にもなると、個人型確定拠出年金iDeCo(イデコ)が巷でウワサになっていますね。そこで今回は自分の所得税率は何%か、年間でどのくらい税金を払っているかを知るために「源泉徴収票」から税の仕組みなどについて学んでみましょう!



「源泉徴収票」から所得税の仕組みを知る

会社から交付される「源泉徴収票」には、給与や賞与の総額とそれに対して支払った税金額が示されています。会社員の場合、会社が所得税額を計算して納付してくれるので、所得税がどのように計算されるのかわからないという方も多いと思いますが、仕組みを知っておくと、自分の税金に対する理解が深まります。

「源泉徴収票の見方と所得税の計算」

給与所得の「源泉徴収票」の例【図表1】を見ながら、所得税額の計算式を使って計算してみましょう。給与として支払われた金額(支払金額)の全額に対して税金が課されるわけではないということをポイントとして押さえてください。支払金額から様々な控除を行って課税所得金額(*)を計算し、この課税所得金額に所得税率を掛けます。

まず課税所得金額を導くために「①支払金額」「②給与所得控除後の金額」「③所得控除の額の合計額」を確認しましょう。

所得税額
= 課税所得金額(*) × 所得税率 - 税額控除

(*) 課税所得金額
= ①支払金額 - ②給与所得控除 - ③所得控除

【図表1】給与所得の「源泉徴収票」の例(平成29年分)

①支払金額

会社からの給与・賞与の総支払額であり、給与明細の支給額にあたる金額です。

【図表1】の例では550万円。

②給与所得控除後の金額

給与所得控除額は、「給与所得控除の速算表【図表2】」を使用して計算されます。これは自営業者の経費に相当する部分です。会社員の場合も、仕事のためにスーツ代や文房具代、書籍代などをポケットマネーで支出すると思いますが、その全てを一人ひとりについて計算するのは困難なため、給与所得控除の速算表によって算出される金額を控除することになっています。

まず【図表1】の例について、【図表2】の速算表を使い、給与所得控除額を計算してみます。

- ①支払金額を【図表2】に当てはめると、控除額は、550万円×20%+54万円=164万円
- ②給与所得控除後の金額は、550万円-164万円=386万円

【図表2】給与所得控除の速算表(平成29年分)

給与等の収入金額 (給与所得の源泉徴収票の支払金額)	給与所得控除額
180万円以下	収入金額×40% 65万円に満たない場合は65万円
180万円超 360万円以下	収入金額×30%+18万円
360万円超 660万円以下	収入金額×20%+54万円
660万円超 1,000万円以下	収入金額×10%+120万円
1,000万円超	220万円(上限)

(出典:国税庁ホームページ)

③所得控除の額の合計額

「所得控除」は、税金を支払う人の個人的な事情などを考慮するもので、控除額は人それぞれです。主な控除は以下の通りです。

a 社会保険料控除

「健康保険料」「厚生年金保険料」「雇用保険料」「介護保険料(40歳以上65歳未満の人が支払対象)」の保険料の合計額。

【図表1】の例では764,500円

b 生命保険料控除

平成24年12月31日以前に締結した保険契約に基づく「旧生命保険料」「旧個人年金保険料」、平成25年1月1日以降に締結した保険契約に基づく「新生命保険料」「新個人年金保険料」「介護医療保険料」に分けて、支払った保険料から控除額を算出します。

【図表1】の例では、控除額9万円(最高12万円)。

c 地震保険料控除

【図表1】の例では4万円(最高5万円)。

d 配偶者(特別)控除

【図表1】の例では妻が対象者なので、控除額は38万円。

e 扶養控除

【図表1】の例では、控除対象扶養者数なし。
(16歳未満の扶養親族は控除対象者ではない)

●基礎控除

基礎控除は、給与所得者も自営業者も一律で38万円。

以上を合計すると③所得控除の額の合計額は1,654,500円になります。

④源泉徴収税額

②-③が課税される所得金額(課税所得金額)となります。
3,860,000円-1,654,500円=2,205,000円
(1,000円未満切捨て)。

こうして計算した課税所得金額を「所得税の速算表【図表3】」に当てはめ税額を求めます。

課税される所得金額が、「195万円超330万円以下」に当てはまるので、

2,205,000円×10%-97,500円=123,000円。

これに復興特別所得税123,000円×2.1%を加えて、125,500円(100円未満切捨て)が源泉徴収税額となります。住宅ローンの借入がある場合は、さらに住宅借入金等特別控除①の「税額控除」があります。住宅ローンの年末における借入残高の1%を10年間控除する制度ですが、所得税率を乗じることなく、控除額を直接差し引きできることから、効果が大きい制度です。

源泉徴収票にはこれだけの内容が記載されています。たとえ同じ額の給与(①支払金額)をもらっている人でも、家族構成や保険の加入状況などによって、支払う税金の額が異なることを理解していただけたと思います。

【図表3】平成29年分所得税の税額表

課税される所得金額	税率	控除額
1,000円から 1,949,000円まで	5%	0円
1,950,000円から 3,299,000円まで	10%	97,500円
3,300,000円から 6,949,000円まで	20%	427,500円
6,950,000円から 8,999,000円まで	23%	636,000円
9,000,000円から 17,999,000円まで	33%	1,536,000円
18,000,000円から 39,999,000円まで	40%	2,796,000円
40,000,000円以上	45%	4,796,000円

※平成25年から平成49年までの各年分の確定申告においては、所得税と復興特別所得税(原則としてその年分の基準所得税額の2.1%)を併せて申告・納付することとなります。
(出典:国税庁ホームページ)



iDeCoの所得控除について

iDeCoには、①掛金は全額所得控除②運用益が非課税③受け取るときも税制優遇という3つの節税メリットがあります。そのうち①について解説します。

例えば、iDeCoに加入して毎月2万円の掛金を支払った場合、年間の支払額は24万円です。この金額が全額所得控除できるのです。

【図表1】の例で計算すると、iDeCo加入を勧案する前の所得控除額1,654,500円+iDeCoの掛金24万円が所得控除額になりますので、所得税額は(3,860,000円-(1,654,500円+240,000円))×10%-97,500円=99,000円(1,000円未満切捨て)。これに復興特別所得税を加えた101,000円(100円未満切捨て)が④源泉徴収税額となります。

iDeCo加入がない場合の④源泉徴収税額は125,500円でしたので、125,500円-101,000円=24,500円の所得税が軽減されることとなります。生命保険料控除などと比べると、「全額控除」による効果の大きさが分かります。

なお、iDeCoは「小規模企業共済等掛金控除」に該当し、源泉徴収票の「社会保険料等の金額」欄の内表示で控除額が確認できます。



さらにiDeCoでは、住民税の所得割(税率10%)についても軽減効果があります。この例では、24万円×10%=24,000円が軽減されます。

これにより、所得税と住民税をあわせて48,500円(24,500円+24,000円)の税負担が軽減されます。

このように「源泉徴収票」には、自分が支払うべき税金や社会保険料の情報が盛り込まれています。ぜひご自身でじっくり確認してみてください。そして所得税を多く支払っている方はiDeCoの加入を検討してみてください。